

# 福井県報

号外第44号  
平成25年  
5月9日(木)  
火・金曜日発行  
1月1,750円郵送料共

## 告 示

○九頭竜川流域下水道事業 汚泥消化  
タンク設備増設(機械)工事の請負  
契約に係る一般競争入札に参加する  
者に必要な資格(二六七・土木管理  
課)……………

## 告 示

### 福井県告示第267号

九頭竜川流域下水道事業 汚泥消化タンク  
設備増設(機械)工事の請負契約に係る一般  
競争入札に参加する者に必要な資格について  
は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の  
参加者の資格等(平成10年福井県告示第7  
49号)の規定は適用せず、地方自治法施行  
令(昭和22年政令第16号)第167条の  
5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請  
負契約に係る一般競争入札に参加する者に必  
要な資格を定めたので、同条第2項の規定に  
より、その基本となるべき事項および当該資  
格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり  
公示する。

平成25年5月9日

福井県知事 西川 一誠

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 工事名

九頭竜川流域下水道事業 汚泥消化タン  
ク設備増設(機械)工事

##### (2) 工事場所

九頭竜川流域下水  
福井県坂井市三国町池見地係

##### (3) 工事概要

汚泥消化タンク設備増設 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札  
に参加する者に必要な資格(以下「特定建

設工事入札参加資格」という。)の審査を  
申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請  
することができる者は、次の条件のすべて  
を満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目  
的として、2の建設業者(建設業法(昭  
和24年法律第100号。以下「法」と  
いう。)第2条第3項に規定する建設業  
者をいう。以下同じ。)により結成され  
た共同企業体であること。ただし、当該  
共同企業体のうち代表者以外の構成員に  
ついては福井県内に主たる営業所(法第  
3条第1項の営業所のうち、同項の許可  
に係る営業所をいう。以下同じ。)を有  
する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要  
件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資  
格審査申請書(以下「申請書」という  
。)を提出する時点において、福井県  
の競争入札参加資格について機械器具  
設置工事の資格を有すると決定されて  
いる者であること(会社更生法(平成  
14年法律第154号)の規定に基づ  
き更生手続開始の申立てが行われてい  
る者または民事再生法(平成11年法  
律第225号)の規定に基づき再生手  
続開始の申立てが行われている者につ  
いては、更生手続開始または再生手続  
開始の決定後に、別に定める手続に基  
づく競争入札参加資格の再認定を受け  
ていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法  
第3条第1項の許可を有しての営業年  
数(継続した営業年数とし、許可の失  
効(法第3条第3項)または許可の取

消し(法第29条)があつた場合はそ  
れ以前の営業年数は通算しない。以下  
同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争  
入札に参加しようとする他の共同企業  
体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれ  
も30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福  
井県工事等契約に係る指名停止等の措  
置要領(以下「措置要領」という。)  
に基づき指名停止または指名除外期間  
中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建  
設業退職金共済制度、中小企業退職金  
共済制度もしくは特定退職金共済制度  
のいずれかに加入していること、また  
は退職一時金制度を有している者であ  
ること。

キ 申請書を提出する時点において、会  
社更生法の規定に基づき更生手続開始  
の申立てが行われている者または民事  
再生法の規定に基づき再生手続開始の  
申立てが行われている者であつて、2  
(2)アの再認定を受けていない者その他  
経営不振に陥つたと明らかに認められ  
る等この入札に参加するのにふさわし  
くないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技  
術者または同条第2項および第4項に  
規定する監理技術者(監理技術者資格  
者証および監理技術者講習修了証を有  
する者であること。)であつて、この  
工事に関する入札公告において定める  
基準を満たしているものをこの工事の  
現場に専任で配置することができるこ  
と。

(3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員が次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査（法第27条の2第3項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（平成25・26年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をい

う。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

平成25年5月9日(木)から同年5月24日(金)まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県坂井市三国町錦4-2-68  
福井県三国土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送等によりまたは持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送等により提出する場合には、書留郵便その他配達記録が残るものを利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後入札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合そ

の他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けがあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設グループ  
電話番号 0776-20-0470